

県南地域（西白河郡矢吹町）に居住する申立人らについて、原発事故の影響により、自宅近くの畑で栽培した野菜等の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、周辺土地の放射線量を考慮して平成23年3月から平成24年12月まで月額6500円相当の生活費増加費用が損害として認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

##### 1 損害項目

生活費増加費用（自家消費野菜）

##### 2 期間

平成23年3月11日から平成24年12月31日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金143,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1の1記載の損害項目（第1の2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解

決センターに交付する。  
令和4年12月7日

(仲介委員 竹内 英一郎)